

日本家庭科教育学会奨励賞規定

(設置)

第1条 本学会に、日本家庭科教育学会奨励賞（以下「奨励賞」という）を設ける。

(目的)

第2条 将来本学会で活躍することが期待される若手研究者を奨励することを目的とする。

(奨励賞の対象者)

第3条 奨励賞は、家庭科教育に関する分野において優れた研究を行い、主な研究成果を日本家庭科教育学会誌に3報以上発表し、今後本学会の研究の推進に貢献が期待される満45歳未満（受賞年の4月1日現在）である正会員、学生会員または海外会員とする。あるいは、大学院修士課程（教職大学院を含む）修了後10年以内、かつ会員歴3年以上の正会員、学生会員または海外会員とする。

(候補者の選考)

第4条 奨励賞の受賞候補者の選考は、正会員、学生会員または海外会員からの他薦、自薦による奨励賞被推薦者を含め、奨励賞選考委員会が第3条に基づき行い、3名以下の受賞候補者を選考し、会長に報告する。

2 会長は、受賞候補者推薦の依頼を、毎年学会誌に公示し、推薦者は、11月末までに所定の様式により推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 会長は、奨励賞選考委員会によって選考された受賞候補者について理事会に諮り、受賞者2名以内を決定する。

2 受賞者本人に対しては、会長よりその旨書面をもって通知する。

(奨励賞の贈呈)

第6条 奨励賞の贈呈は総会において行い、賞状ならびに副賞を贈呈する。また、授賞理由を学会誌に発表する。

(規定の改廃)

第7条 本規定の制定および改廃は理事会の議決を経るものとする。

附則 この規定は、2025年8月3日の理事会において制定し、ただちに施行する。

奨励賞選考委員会内規

1. 選考委員会の委員は、理事2名、理事以外3名の5名とする。奨励賞の被推薦者の共著者及び推薦者は選考委員になることができない。
2. 選考委員会の委員の選任及び運営は以下による。
 - (1)選考委員会の委員は理事会で選出する。
 - (2)委員長及び副委員長の選出は、互選による。
 - (3)委員会は、委員長が召集し、委員会は委員の過半数の出席がなければ成立しない。

- (4)委員長に事故のあるときは、副委員長がその職を代行する。
 - (5)委任状提出者は、出席者とする。
 - (6)欠席委員は、書面により意見を述べることができる。
 - (7)推薦書及び提出書類については、推薦者または被推薦者に照会することができる。
3. 選考委員会は、日本家庭科教育学会奨励賞規定第3条の奨励賞の対象者資格と奨励賞受賞者選考基準に関する申し合わせに基づき、受賞候補者を選考する。
4. 委員長は、受賞候補者に次の書類を提出させる。
- ①略歴書
 - ②受賞対象となる主な研究成果の統一テーマと、このテーマに関係する対象論文の目録
 - ③被推薦者の全ての研究業績目録
5. 委員長は、受賞候補者選考理由を付して、4月の理事会までに会長に報告する。
6. 本内規の改廃は理事会の議決を経るものとする。

附則 この内規は、2025年8月3日の理事会において制定し、ただちに施行する。

奨励賞受賞者選考基準に関する申し合わせ

- 1. 本学会の奨励賞の対象者は、本学会正会員、学生会員または海外会員であって、家庭科教育の発展に寄与する優れた研究を行い、今後本学会の研究の推進に貢献が期待できる者。
- 2. 本学会に掲載された論文について、以下の方法で算出した評価点が2.0点以上であり、筆頭者となっている論文が1報以上ある者。
- 3. 評価点の算出方法は以下のとおりとする。日本家庭科教育学会誌に掲載された投稿論文について、研究論文を1.0点、資料を0.7点とする。ただし、原則として共著論文については、筆頭者が1報の1/2とし、筆頭者でない共著者の場合には{1報の1/2 ÷ (筆頭者以外の共著者の数)}とする。たとえば、3人の共著報文1報の場合には、その筆頭者は0.5点、他の共著者は0.25点となり、3人分を合計すると1.0点、つまり1報分の評価となる。
- 4. 本申し合わせの変更は理事会の議を経て行う。

附則 この申し合わせは、2025年8月3日の理事会において制定し、ただちに施行する。